川崎市認定こども園整備費等補助金交付要綱

平成２８年１１月３０日
２８川こ子幼第２０４号市長決裁

（目的）

第１条　この要綱は、本市の計画に基づき学校法人又は社会福祉法人が行う、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の施設及び設備の整備に要する費用の一部を、予算の範囲内において補助することにより、子どもを安心して育てることのできる体制の整備を行うことを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 新設　新たに施設を整備することをいう。

(2) 増築　既存施設の現在定員の増員を図るための整備を行うことをいう。

(3) 耐震化等整備事業　地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業

(4) 改築　既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）及び耐震化等整備事業のうち、改築整備を行うことをいう。

(5) 増改築　既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備を行うとともに、既存施設の改築整備（一部改築を含む。）を行うことをいう。

(6) 大規模修繕等　既存施設について別表第１に定める対象事業に係る整備を行うことをいう。

(7) 耐震診断　耐震化整備を行うことを予定している既存施設について、事前に耐震診断を行うことをいう。

(8) 防音壁整備　近隣住民の生活環境の保全が見込まれる防音壁（防音ガラス、防音床等を含む）の整備を行うことをいう。

(9) 防犯対策整備　施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置、防犯カメラ設置、外構等の設置修繕その他の安全対策に係る整備を行うことをいう。

（補助対象事業者等）

第３条　この要綱において補助の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、私立学校法（昭和２４年法律第２７０号）第３条に規定する学校法人又は社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２２条に規定する社会福祉法人とする。なお、学校法人又は社会福祉法人の設立と認定こども園の設置を同時に行うための準備をしている団体で川崎市長（以下「市長」という。）が認めた者についても、補助対象事業者に含めるものとする。

２　前項に規定する法人等において、代表者又は役員のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある場合は、当該法人等を補助対象事業者としないものとする。

（補助対象施設）

第４条　補助の対象となる施設（以下「補助対象施設という」。）は、次の各号に掲げるとおりとし、整備に要する費用の財源措置が確実なものであり、かつ、１０年以上継続して運営が確保できるものであると市長が認めるものとする。

(1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第７項に基づく幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分
(2) 認定こども園法第３条第２項第２号に基づく保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
(3) 認定こども園法第３条第２項第１号又は第４項第１号に基づく幼稚園型認定こども園を構成する学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１条に規定する幼稚園
(4) 認定こども園法第３条第２項第１号又は第４項第１号に基づく幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（当該施設の定員が２０人以上の場合に限る。）

２　補助対象施設は、前項各号の整備を行うことにより、新たに認可又は認定を受ける場合を含むものとする。

３　補助対象施設の設備及び運営は、川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年川崎市条例第３４号）その他本市が認定こども園の認可又は認定を行うための基準に適合するものでなければならない。

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費は、別表第２の算定基準ごとの第４欄に掲げる対象経費とし、次に掲げる経費については補助の対象としないものとする。
(1) 土地の買収又は整地に関する費用
(2)既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
(3)職員の宿舎に要する費用
(4)基本設計料、工事監理費及び本体工事を伴わない解体撤去工事費
(5)一部の用途に限定した仮設施設（調理室のみ等）
(6)解体を行わず別施設としての転用を前提とした仮設施設
(7)補助対象外の経費分に係る実施設計料及び工事事務費等
(8)施設の外壁・天井等と一体的でない設備及び備品（釘や金具により固定した壁掛け式・天井吊り下げ式・床置き式の空調設備等を含む。）
(9)駐車場及び園庭を含む外構工事（施設の総延床面積の７０％以上の施設整備を行い、防犯対策整備に掲げる整備を一体的に行う場合は、別表第２　５算定基準（防犯対策整備）に定める外構は対象とする。）
(10)その他認定こども園の施設整備として適当と認められない費用

（補助金額の算定）

第６条　補助金額は、次の各号に掲げる費用のいずれか少ない方の額に４分の３を乗じて得た額とする。なお、複数年度において整備事業を行う場合は、別途、全体の補助金額に当該年度の進捗率を乗じて算出するものとする（小数点以下切捨て）。
(1) 別表第２及び別表第３に基づいて算定した額の合計額（別表第３の基準額を適用する場合は、当該金額に２を乗じた額とする。）
(2) 当該施設整備に要する費用の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とのいずれか少ない方の額

（端数処理）

第７条　前条の規定により算出した対象経費区分ごとの補助金の額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

（市内中小企業者への優先発注）

第８条　補助対象事業者は、補助金等の交付決定額が１，０００，０００円を超え、かつ補助対象経費に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成１３年川崎市規則第７号）第５条第２項にいう中小企業者をいう。以下同じ。）により入札を行い、又は２者以上の市内中小企業者から見積書の徴取（以下「入札等」という。）を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) １件の金額が１，０００，０００円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

２　前条の規定により入札等を行うこととされた補助対象事業者が入札等を行わなかった場合には、入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

３　補助金の交付を受けた者は、市内中小企業者から見積書を徴取する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第２号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者又は当該補助事業者に対して直近の４月１日以降に登載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

（補助の申請）

第９条　補助金の交付を受けようとする者は、認定こども園整備費等補助金交付申請書（第３号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長宛て申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 整備等に係る収支予算書

(3) 整備等に係る見積書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第１０条　市長は、前条に規定する補助の申請があったときは、申請内容について審査のうえ補助の適否及び交付を決定し、申請者に認定こども園整備費等補助金交付額等通知書（第４号様式。以下「交付額等通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の交付等）

第１１条　市長は、工事等の進捗状況に応じて、実地検査により適当と認めた場合に補助金を交付する。ただし、市長が必要と認めたときは、工事費の一部を前払にて支払うことができる。

２　補助金の額は、交付額等通知書により別途明示するものとする。

３　補助金の請求は、補助の決定を受けた者が交付額等通知書に指定する交付時期に合わせて行うものとする。

（届出等）

第１２条　補助の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第３号又は第４号に該当する場合は、その理由を付して市長の承認を得なければならない。

(1) 工事に着手したとき。

(2) 工事を完了したとき。

(3) 事業計画等申請内容に変更が生じたとき。

(4) 事業を中止し、又は廃止する場合

（補助金の変更交付）

第１３条　補助の決定を受けた者は、補助金額に変更が生じたときは認定こども園整備費等補助金変更交付申請書（第５号様式）に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第１４条　市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助の目的に反して補助金を使用したとき。

(2) 不正な手段をもって補助金の交付を受けたとき。

(3) 補助対象施設において、政治的活動又は布教活動を行ったとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

（財産処分の制限）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、補助により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けることなく補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない。

（事業実績報告）

第１６条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る施設及び設備の整備が完了したときは、速やかに実地検査を受けるとともに、認定こども園整備費等補助金事業実績報告書（第６号様式）、発注実績報告書（第７号様式）に必要な書類を添付して市長に提出するものとする。

２　前項に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、１件の金額が１，０００，０００円を超える支出となる案件について記載するものとし、第８条の規定により市内中小企業者による入札、又は２者以上の市内中小企業者から見積書を徴取した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

（補助金額の確定等通知）

第１７条 市長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その施設及び設備の整備が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるか否かを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、認定こども園整備費等補助金確定通知書（第８号様式。以下「確定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額と、第１０条に定める交付決定の額が同額の場合には、確定通知書による通知は省略することができるものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第１８条　補助金の交付を受けた者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第９号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。ただし、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等が消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部、本社、本所等の課税売上割合等の申告に基づき報告を行うものとする。

２ 前項の報告があった場合には、補助金の交付を受けた者は、前項の仕入控除税額から補助金の額の確定時に減額した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を控除した額を返還するものとする。

（委任）

第１９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、こども未来局長が定めるものとす

る。

附　則

この要綱は、平成２８年１１月３０日から施行し、同日以降に行われる整備等に係る補助申請から適用する。

附　則

この要綱は、平成２８年１２月２１日から施行し、同日以降に行われる整備等に係る補助申請から適用する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月２４日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和６年７月２６日から施行し、令和６年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１５日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表第１（第２条関係）

１　大規模修繕等対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	ア　一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 イ　衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の改修工事、手洗い場の設置・改修（１園当たり 300 万円以上の事業を対象とする。）
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事（１園当たり 300 万円以上の事業を対象とする。）
(4) 施設の模様替	ア 狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 イ ウイルス性感染症等の感染拡大を防止するための、多床室の個室化等改修工事（ただし、障害児入所施設に限る。）
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	ア 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 イ アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事（1園当たり 30 万円以上の事業を対象とする。）
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。） について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 特殊付帯工事	既存施設について、建物に固定して一体的に整備する工事（対象となる事業については、「２　特殊附帯工事対象事業」による。）

(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	ア 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 イ 地震防災対策上必要な補強改修工事 ウ 緊急災害時用の自家発電設備の整備 エ 緊急災害時用の給水設備の整備
(9) 耐震化等整備	耐震化整備等整備事業のうち、改築を除く整備。実施においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ア 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備及び消防用設備等付帯設備の改造工事 イ その他必要と認められる上記に準ずる工事
(10) その他施設における大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

※交付対象は、対象工事費が 500 万円以上の事業とする（上記内容に定めがあるものを除く。）。なお、既存施設における躯体（建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」）への工事が伴う整備は本事業の対象外とする。

２　特殊付帯工事対象事業

（１）　資源有効活用整備

ア　趣旨

認定こども園等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設作りの推進を図る。

イ　対象施設

対象となる施設は、認定こども園等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

（ア）水の循環・再利用に整備

施設から排出される生活雑排水（浴室等の排水）等の循環・再利用のための整備

（イ）生ゴミ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ゴミ処理のための整備

（ウ）ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備（ただし、発電した電気を全て売買することを目的とした整備を除く。）

（エ）その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

（２）消融雪設備整備

ア　趣旨

積雪時における通路の凍結等を防止し、児童等の安全確保及び職員の業務の負担軽減を図る。

イ　対象施設

豪雪地帯対策特別措置法（昭和３７年法律第７３号）第２条第２項の規定に基づき指定された特別豪雪地域に所在する施設であって、消融雪設備の整備が特に必要と認められる施設

ウ　対象経費

建物に固定して一体的に整備するもので、消融雪設備に係る工事費又は工事請負費とする。

（３）　屋外教育環境整備（１園当たり 500 万円以上の事業を対象とする。）

ア　趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

イ　対象施設

新設・増築・増改築・改築と同一年度に整備を行う幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園における教育部分

※整備事業完了後、２・３号定員の使用も予定されている場合、その分に係る対象経費についてはあらかじめ合理的な方法で按分を行い、対象経費から除外すること。

ウ　対象経費

建物と一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

（ア）樹木

施設を構成する高木・低木・草木・芝張（植樹のための土を含む）

（イ）アスレチック遊具

一般的な遊具は対象外（ブランコ、ジャングルジム、鉄棒、シーソー、スベリ台等は含まない）

（ウ）築山・池

園児が立ち入りできるものが望ましい

（エ）屋外ステージ

建物の要件にあてはまるものは対象外

（オ）ベンチ

土地に固着したもの

（カ）花壇・畑

土地に固着したもの（腐葉土等の客土を含む）

（キ）水飲み場、足洗い場

屋外教育環境整備に付随するもの

（ク）便所

建物の要件にあてはまるものは対象外

（ケ）給排水工事

屋外教育環境整備に付随するもの

（コ）電気工事

屋外教育環境整備に付随する放送設備、照明設備等

別表第２（第５条、第６条関係）

１　算定基準（新設、増築、増改築、改築）

１ 区分	２ 種目	３ 基準	４ 対象経費　※
施設整備	本体工事費	別表第３に掲げる１施設当たりの交付基準額を基準とする。 また、対象経費の実支出額に実施設計費等（工事監理費は除く。）がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用、開設準備に必要な費用、新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料（敷金を除き礼金を含む。）、定期借地権契約により土地を確保し整備する場合に必要となる権利金や前払地代などの一時金とする。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
	特殊附帯工事費	別表第３に掲げる１施設当たりの交付基準額を基準とする。	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費（ただし、建物に固定して一体的に整備を行う別表第１の「２　特殊附帯工事対象事業」に掲げる事業に限るものとする。）
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費（ただし、改築・増改築・に限る。）	別表第３に掲げる１施設当たりの交付基準額を基準とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備（仮設施設の解体撤去に係る費用を含む。）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

２　算定基準（大規模修繕等）

１ 区分	２ 種目	３ 基準	４ 対象経費
施設整備	本体工事費	次のいずれか低い方の価格を基準に市長が必要と認めた額とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）等の見積り (2) 工事請負業者２社の見積り	対象となる事業は別表第１の「１　大規模修繕等対象事業」に掲げるものとし、施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用とする。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
	仮設施設整備工事費	市長が必要と認めた額とする。	仮設施設整備（仮設施設の解体撤去に係る費用を含む。）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

3　算定基準（耐震診断）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	耐震診断費	次のいずれか低い方の価格を基準に市長が必要と認めた額とする。 (1) 公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）等の見積り (2) 工事請負業者２社の見積り	耐震診断に要する経費のうち、市長が必要と認めた費用

4　算定基準（防音壁整備）

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費　※
施設整備	本体工事費	防音壁の整備にかかる工事費については、１施設当たり基準額を8,476,000円とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用とする。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※　ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

・防音対策以外を目的とした整備に要する費用

5　算定基準（防犯対策整備）

1　区分	2　種目	3　基準	4　対象経費　※
施設整備	本体工事費	防犯対策の整備に係る工事費については、次の取扱いとする。 (1) 門、フェンス等の外構の設置、修繕等 　次のいずれか低い方の価格を基準に市長が必要と認めた額とする。 ア　公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）等の見積り イ　工事請負業者２社の見積り 　ただし、ア、イのいずれかの見積り額が 300,000 円未満の場合は、本事業の対象としない。 (2) 非常通報装置等の設置 　次のいずれか低い方の価格と 1,800,000 円を比較していずれか少ない方の価格を基準とする。 ア　公的機関（都道府県又は市町村の建築課等）等の見積り イ　工事請負業者２社の見積り 　ただし、ア、イのいずれかの見積り額が 300,000 円未満の場合は、本事業の対象としない。	防犯対策に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の２．６％に相当する額を限度額とする。）、実施設計に要する費用とする。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

※　ただし、次に掲げる費用については、補助の対象としない。

・非常用通報装置・防犯カメラ等のリース費及び修理費

別表第３（第６条関係）

１　補助基準額（幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分及び幼稚園型認定こども園を構成する認可幼稚園部分における新設、増築、増改築、改築に係る施設整備）

単位：千円

定員	基準額（１施設当たり）		
	本体工事 ※１	解体撤去工事 ※２	仮設施設整備工事 ※２
２０名以下	７０，８００	１，４１７	２，５２５
２１～３０名	７４，２００	１，６０８	３，０８２
３１～４０名	８６，３００	２，１４３	３，７３５
４１～７０名	９８，４００	２，６９８	５，１９０
７１～１００名	１２７，８００	３，８０４	７，７８６
１０１～１３０名	１５３，７００	４，５６７	９，３４３
１３１～１６０名	１７７，９００	５，７１０	１１，６８２
１６１～１９０名	２０２，２００	６，８５２	１２，７７１
１９１～２２０名	２２４，８００	７，９９３	１４，８９９
２２１～２５０名	２４９，１００	９，１３６	１７，０２８
２５１名以上	２７６，６００	１０，２７８	１９，１５６
特殊附帯工事※３	９，６８０		
設計料加算	本体工事費に係る交付基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く。）の５％（千円未満切り捨て）		
開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における交付基準額に増加定員数を乗じて加算		
２０名以下	３３		
２１～３０名	２４		
３１～４０名	２０		
４１～７０名	１７		
７１～１００名	１４		
１０１～１３０名	１１		
１３１～１６０名	１１		
１６１名以上	１０		
土地借料加算	１４，２００		
地域の余裕スペース活用促進加算	２，３４０		

※１　幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合は、整備後の１号認定子どもの定員規模（幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。）に該当する基準額とすること。

増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること（いずれも小数点以下切捨て）。

土地借料加算については、新たに土地を賃借して認定こども園を整備する場合に加算すること。また、工事着工日までの費用を含む。

地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。

※２　幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合は、整備前の１号認定子ども等の定員規模（幼稚園、幼保連携型認定こども園にあっては認可定員、幼稚園型認定こども園にあっては認定に係る定員とする。）に該当する基準額とすること。

一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること（いずれも、小数点以下切捨て）。ただし、仮設施設整備工事にかかる定員は、仮設施設内の保育室の定員を上限とする。

※３　幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊附帯工事の基準額を計上する場合、保育所部分の額を基準額として計上し幼稚園部分の額は計上しないこととする。

２　補助基準額（保育所型認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園型認定こども園の保育所機能部分における新設、増築、増改築、改築に係る施設整備）

単位：千円

定員	基準額（１施設当たり）		
	本体工事※１	解体撤去工事※２	仮設施設整備工事※２
２０名以下	４４，９００	９００	１，６０７
２１～３０名	４７，１００	１，０２２	１，９６１
３１～４０名	５４，８００	１，３６４	２，３７８
４１～７０名	６２，６００	１，７１６	３，３０１
７１～１００名	８１，２００	２，４２０	４，９５６
１０１～１３０名	９７，９００	２，９０４	５，９４５
１３１～１６０名	１１３，２００	３，６３２	７，４３２
１６１～１９０名	１２８，７００	４，３５９	８，１２５
１９１～２２０名	１４３，０００	５，０８７	９，４８１
２２１～２５０名	１５８，３００	５，８１３	１０，８３５
２５１名以上	１７６，０００	６，５４１	１２，１９０

※１　保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合は、整備後の１号認定子どもの定員規模（保育所型認定こども園の認定に係る定員）に該当する基準額とし、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分を整備する場合は、整備後の保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること（いずれも、小数点以下切捨て）。

※２　保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合は、整備前の１号認定子どもの定員規模（保育所型認定こども園の認定に係る定員）に該当する基準額とし、幼稚園型認定こども園、幼稚園型認定こども園分園における保育所機能部分を整備する場合は、整備前の保育所機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること（いずれも、小数点以下切捨て）。ただし、仮設施設整備工事にかかる定員は、仮設施設内の保育室の定員を上限とする。